

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 3 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2014～2016

課題番号：26285025

研究課題名（和文）非営利法人法の再構成 健全な民間非営利活動の一層の促進を目指して

研究課題名（英文）Study of the law of non-profit incorporated associations

研究代表者

佐久間 毅（SAKUMA, TAKESHI）

京都大学・公共政策大学院・教授

研究者番号：80215673

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 12,500,000円

研究成果の概要（和文）：非営利の団体活動に関する現行法の問題点について、一般法人に関する法を中心に、幅広く検討した。

それにより、一般法人が公益認定を受ける場合の目的の公益性について、社会常識に頼った判断以上のことはされていないものの、それは制度の目的にかなうともいえること、非営利法人による収益事業・営利法人における公益事業の両方を活発にするために法的工夫の余地があること、非営利法人に関する通則規定の抽出が不十分であり、それが法人制度間の規律の不整合を生じている疑いがあること、などが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：In order to analyze the problems of our current codes concerning non-profit activities, we have extensively studied the law of non-profit incorporated associations. While all the results from our research cannot be described in this summary due to the limit on the number of characters, our research has showed at least the following three points.

The first is that although the process of authorizing general incorporated associations as public interest ones has exclusively relied on the judgment from the viewpoint of social common sense, it also meets the purpose of the authorization system. The second is that there is much room for improving our incorporation law to activate both profitable business by non-profit incorporated associations and public interest activities by corporations. The third is that the abstraction of the general rules for all kinds of non-profit incorporated associations is so insufficient that discrepancies among these incorporation systems may have been caused.

研究分野：民法

キーワード：非営利法人 公益法人 公益性 非営利法人のガバナンス 非営利法人の不法行為責任 法人通則 非営利法人の会計

1. 研究開始当初の背景

いわゆる公益法人制度改革関連三法(以下「公益法人三法」)の制定により非営利法人制度が大きく変更されて7年が経過し、この間に、制度改革の成果とともに、なお残る問題、新たに生じた問題も明らかになりつつあると思われた。たとえば、非営利法人につき法人類型ごとの法人根拠法の間で調整が適切に行われておらず、法人類型間で合理性が疑わしい規律または規制の相違があるように思われること、「公益」の内実が不明確であるため、公益法人の公益性の徹底という制度改革の目的が十分に達成されていない疑いがあること、一般法人法が会社法に準じた規律を多く採用したため、とりわけ小規模法人に過剰な負担感が生じているように思われること、それにもかかわらず、シェアホルダーを代表とする中核的なステークホルダーが存在しないという特質と外部監督機関の不存在のため、一般法人においてガバナンス不在という状況が少なからずみられるように思われること、一般法人を利用した私益の追求、公益を含む非営利目的をはかるための株式会社の利用等に代表される、法の想定と異なる(または、法の理念と相容れない)法人の利用例の増加、法人通則規定または非営利法人通則規定が適切に析出されないまま非営利法人の根拠法が多数並立するという現状が、法の透明性の著しい低下、非営利法人法研究の基盤の損傷、研究の停滞の原因となりかねないおそれ、といった問題である。本研究開始の当時は、こういった新制度下での問題を確認し、非営利法人法制のさらなる改善をはかるための検討を行うべき絶好の時期であった。

2. 研究の目的

上記1に述べた背景のもと、本研究では、非営利の団体活動に関する現行法の問題点を明らかにし、その解決の方向性を示して健全な民間非営利活動の一層の促進に寄与することを目的とする。このために、主として、非営利法人のガバナンスの実効性を確保しうる、非営利法人の特質に応じた法整備(解釈を含む。)の提案、公益性の判断の実質化を図り積極的に支援すべき活動を明確にしうるようにしたうえで、法人単位ではなく、事業単位で公益活動を支援する法モデルの可能性の検討、法人とは異なる団体的非営利活動の法的受け皿の充実を図ることによる、公益性に乏しい非営利活動に対する無理のない法的支援の可能性の検討を行い、以上の検討を通して法人通則又は非営利法人通則を析出することにより、失われつつある非営利法人に関する法の研究基盤の再整備をはかる。

3. 研究の方法

上記2に記した課題につき、法的問題としては、(1)非営利法人に関する制度枠組みの

問題と、(2)非営利法人に関する具体的な法的規律の問題とに大きく2つに分けて、研究を進めた。そして、(1)については、とくに、公益法人と一般法人(公益法人制度における「公益」)、非営利法人と営利法人(非営利法人による収益活動、営利法人における公益(的)活動)、法人と法人以外の団体(任意団体の法的構成と役割)の問題を、(2)については、内部規律(会社との比較)、対外的関係(とくに非営利法人と不法行為責任)、法体系(非営利法人通則の可能性)の問題を検討した。以上のほかに、(3)非営利法人の発展を図るうえでの会計上の問題について検討した。

4. 研究成果

(1)非営利法人に関する制度枠組みの問題

公益法人制度における「公益」

公益活動を促進するために重要であるのは、公益を増進する事業の支援であってそれを行う法人の支援ではないと考えるならば、公益とは何かを明らかにすることが必要となる。そこで、わが国と同様、法人単位で公益を促進する活動を支援する制度を採用するフランス法との比較検討を通じて、公益法人制度によって実現されることが想定されている公益とは何かについて考察した。

その結果、フランス法では、わが国と同様、公益認定法人の目的とする公益は非常に広く捉えられている一方で、最近では、公益事業を行うべき法人と位置づけられている公益性認定法人以外にも、必要に応じて特定の公益の実現を担わせていることがわかった。すなわち、公益性認定法人の要件としての事業の公益性は、ア)私益または集团的利益とは異なる一般的利益を対象とし、イ)一般利益は、慈善、衛生、教育、社会、科学、環境、国際的連帯に関わるものを指す。他方、フランスでは、2014年の法律により、社会的利益を目的とする事業を行う会社であって、収益の半分を超えて利益を配分しないものについては、優遇措置を与えることとされた。同法による社会的利益は、公益性認定法人の担うべき一般利益のように一般的な公益ではなく、経済的・社会的弱者の支援、社会的排除および教育・衛生・文化または経済的・社会的な不平等の解消に寄与することである。このことは、公益にもいくつかの異なる捉え方があることを示すと同時に、公益の実現は公益法人のみが担う必要のないことを示唆している。

非営利法人による収益活動、営利法人における公益(的)活動

営利法人と非営利法人の活動範囲が重なり得る場面に着目し、営利法人による公益的活動及び非営利法人による収益活動について検討を行った。営利法人による公益的活動については、アメリカにおける Benefit Corporation やイギリスにおける Community Interest Corporation の制度を参照しながら

検討を行い、非営利法人による収益活動については、非営利法人が収益活動を行う場合に日本の現行法上の規制が支障となるか否かについて検討を行った。

検討の結果、営利法人による公益的活動については、日本法の下では、株式会社の形態を用いて相当程度に広範な CSR 活動を行うことが可能であるが、一方で、株式会社の剰余金のほとんどを株主に配当せずに公益的活動に使用することについては法的な問題が存在するため、営利法人による公益的活動には一定の限界があることが明らかになった。また、非営利法人による収益活動については、日本法の下では、公益法人には公益目的事業比率を 100 分の 50 以上とすることを要求するルール（公益認定法 5 条 8 号、同 15 条）があることから、公益法人が収益活動を行うことにも一定の限界があることが明らかになった。以上を踏まえ、法人が収益活動などにより自主財源を確保して継続的な公益的活動を行いたいと考えた場合に、日本法の下ではどのような法人形態を用いることが適切であるかについて更に検討する必要があるという、新たな課題が存在することが明らかになった。

法人以外の形式での非営利活動

法人以外の安価な法的制度が、法人制度に比して非営利団体からはあまり利用されていない要因を明らかにするため、法人でない団体制度の一つである組合法を非営利団体が利用した場合に、これまでのどのような解釈論と抵触しうるのかにつき分析を行った。

この分析の結果、組合法全員の出資の必要性、および、一部組合法員のみへの利益分配の禁止（営利・非営利混合型団体の禁止）が、組合の成立可能性を狭める通説的解釈であるものの、その根拠が薄弱である点が判明した。つまり、この通説的解釈は、組合法の文言（民法 667 条にいう「各当事者」）および組合の本質（特に共同事業性）をどのように理解するかに依存しており（「各当事者」とは全ての当事者のことなのか、また、共同事業性には出資義務や利益分配享受の共同性を内容として含むものか）、立法経緯から見ても論理必然ではない。その結果、通説的解釈とは異なり、組合の成立可能性を狭めない解釈も可能であることが示された。

(2)非営利法人に関する具体的な法的規律の問題

内部規律（会社との比較）

一般法人法その他の非営利法人法制のうちガバナンスに関する部分について、会社法の規律・解釈との異同について検討を行った。特に、役員第三者に対する損害賠償責任を取り上げた。対第三者責任は、平成 18 年改正前民法における社団法人・財団法人にはなく、同責任の非営利法人法制に即した検討はあまりなされていない。そこで、非営利法人法制における対第三者責任の機能と要件解釈を検討した。

まず、一般法人法の立案過程と会社法における対第三者責任の追及事例を調査・分析した結果、対第三者責任の機能としては、債権者保護機能と 役員の任務懈怠の抑止機能の 2 つがあり得ることが分かった。非営利法人法制においては、社員による役員の規律付け（社員代表訴訟など）がうまく機能しないとすれば、の機能が重要となる可能性がある。このように、対第三者責任が非営利法人法制において重要な機能を果たす可能性があるとしても、他方で、純粋なボランティアとして役員に就任する者が多いと想定される非営利法人において、対第三者責任の負担が重くなれば、役員のなり手がいなくなるという弊害も考えられる。そこで、無報酬の非業務執行役員がどのような責任を負う可能性があるかを検討すると、対第三者責任も対会社責任も、無報酬の非業務執行役員は悪意または重過失ある任務懈怠の場合のみ責任を負うことから、対第三者責任があるからといって、直ちに責任負担範囲が拡大するというわけではない。しかし、責任追及の現実的可能性は、対第三者責任の存在により変化する可能性があるため、そのことを踏まえた要件解釈を試みる必要がある。

非営利法人の不法行為責任

非営利法人と不法行為責任というテーマに関しては、近年の法人法制の再編によって非営利法人の姿が大きく変容したことを背景に登場している、そのなかで、とくに次の 2 つの問題に取り組んだ。

第 1 は、比較的小規模な非営利法人が、その事業活動を団体構成員に頼っている場合に、当該構成員による加害行為に対して法人が責任を負うのか、どのような法律構成によってかという問題である。民法旧 4 4 条や同条を受け継ぐ一般法人法 7 8 条は、代表者による加害行為に対する法人の責任を定めるにとどまる。しかし、法人が、権利義務の帰属主体であると同時に目的事業の主体でもあることに目を向ければ、法人の内部者である団体構成員が現実の事業活動を担う場合についても、法人の代表者が目的事業の運営にあたる場合と同様に、法人の責任を肯定してよい。一般法人法 7 8 条は、団体構成員による加害行為にも類推適用すべきである。

第 2 は、NPO 法人等、社会貢献活動を行う法人が、ボランティアから労力の提供を受けてサービスを提供する場面が増えているところ、そのような活動において提供相手方の権利が侵害された場合につき、不法行為責任の軽減を認めて、活動の促進を図ることができないかという問題である。好意性それ自体を理由とする責任軽減は理論的根拠を欠くが、過失判断についてはボランティア活動における通常人（文字どおりの通常人）の能力を基準とすべきである。また、子供等の身体保護を引き受ける類型では、相手方の身体保護に向けられた作為義務がボランティアではなく法人の側に存するものとみて、一回

的なボランティアの個人責任を否定すべきであろう。

(非営利)法人通則

法人通則ないし原則規定の意義を、非営利法人法改革、とくに一般法人法の制定とそれに伴う民法の法人規定の改正に鑑みて検討した。その結果、次のことが明らかになった。

一般法人法の制定と民法の法人規定の改正(多くの廃止)により、実体私法としての性格をもつ通則規定は、法人の権利能力を定める 34 条のみとなっている。ところが、同条の内実は法人通則とはいえないように思われるとともに、同条以外にも法人通則というに値する準則が存在すると考えられる。

民法 34 条に関して、法人は、自然人のほかに権利能力を認められるものであるため、その定める「目的」が法人としての存立の前提となっている法人(例:学校法人、医療法人、各種協同組合等)については、目的外の行為をすることができることは制度矛盾であり、民法 34 条による「目的の範囲」による権利能力の制限は実質的に意味をもつ。ところが、その定める「目的」が法人としての存立の前提となっていない法人(会社、一般法人(公益認定を受けたものを含む))については、目的外の行為は、その時点で想定されていないだけであって、当該法人に関する制度に矛盾するわけではないため、「目的の範囲」による権利能力の制限の実質的に無意味になっていると考えられる。このことが、非営利法人改革により、営利法人と非営利法人の区別に関わりのないものとして顕在化したといえる。

民法に規定のない準則であって、法人通則といってよいと思われるものとして、民法旧 44 条 1 項、民法旧 53 条ただし書、一般法人法 111 条・117 条等がある。このうち、民法旧 53 条ただし書((代表)理事の代表権の内部的制限の善意第三者に対する対抗不可)と同じ内容の準則は、代表権の制限が可能である法人のうち NPO 法人についてのみ採用されていない。これは、この準則の通則性を否定するようにもみえるが、NPO 法人についてのこの準則の不採用は、十分な理由がなく、適当でないと考えられる。こういったことが生じているのは、法人または非営利法人通則の意義と必要性が十分に理解されず、種々の法人根拠法において法人類型ごとに個別に準則を定めるという状況となっていることに原因があると考えられる。

(3)非営利法人の会計上の問題

非営利組織(非営利法人)の発展を図るうえで今日の課題を、会計学の観点から整理すると、次の 2 点をあげることができる。すなわち、非営利組織に固有の収益である「反対給付のない収益」(寄附、会費、補助金等)の適正な認識基準を再構築すること、

調達した資源を効果的に活用することである。は、収益の実態を寄附者等の利害関係者に対して適正に報告するには、どのよう

な会計基準が必要かを問うものであり、は、調達した資源の用途について説明責任の視点から提言を行おうとするものである。

これらの問題のうち、については営利企業における実現基準に代わる実質優先型の認識基準(資源に対する実質的な支配に着目した基準等)を導入する必要があること、その際、一時拘束純資産と負債の異同関係、特殊な収益取引(現物寄附や仲介業者が介在する寄附等)について検討することが新たな課題になること、については民間非営利活動の実態に精通したコーディネータ(中間支援組織)の役割が重要であり、そのような役割を担える人材を目的意識的に育成することが課題になることが、明らかになった。

なお、本研究の成果を、2017 年 10 月 8 日(日)に開催される日本私法学会シンポジウム(於、関西学院大学)において発表することとなっている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 15 件)

松元暢子、財団法人への財産抛出と信託契約の成否、公益法人、査読無、46 巻 5 号、2017、36-43。

西内康人、組合における脱退制限とその根拠の検討、法学論叢、査読無、180 巻 5・6 号、2017、501-542

佐久間毅、受託者による信託事務処理の委託 許される場合、NBL、査読無、1094 号、2017、43-50

佐久間毅、受託者の行為による信託財産の変動、NBL、査読無、1092 号、2017、75-81

藤井秀樹、非営利組織の組織特性と収益認識、非営利組織における反対給付のない収益の認識(非営利法人研究学会) 中間報告書、査読無、2016、1-11

橋本佳幸、信託における不法行為責任、信託法研究、41 号、査読無、2016、41-71

山下徹哉、株主による提訴請求に対する監査委員会の不提訴判断と監査委員の任務懈怠責任、法学教室、436 号、査読無、2016、140

佐久間毅、投資信託受益権の共同相続、金融法務事情、2023 号、査読無、2015、57-64

橋本佳幸、「法人自体の不法行為」の再検討、論究ジュリスト、16 号、査読無、2015、50-60

橋本佳幸、損害賠償額の割合的調整、NBL、1056 号、査読無、2015、39-46

西内康人、権利能力なき社団の構成員全員に帰属する不動産についての所有権移転登記請求権、ジュリスト、1479 号、査読無、2015、67-68

藤井秀樹、公会計改革の現状と課題、会計、185 巻 5 号、査読無、2014、23-39

藤井秀樹、東日本大震災における義捐金の

行政的配分の問題点と民間非営利活動、非営利法人研究会誌、16号、査読無、2014、47-55

西内康人、信託契約の無効・取消基準 - ドイツ組合法に照らした信託の特質の検討 - 、信託研究奨励金論集、35号、査読無、2014、75-95

西内康人、権利能力なき社団の取引上の債務、別冊ジュリスト、223号、査読無、2014、20-21

〔学会発表〕(計7件)

Nobuko Matsumoto、The Legal Infrastructure of Social Enterprise in Japan、International Symposium on Creating a Legal Framework for Social Enterprises in Taiwan、2017年5月20日、台湾大学(台湾、台北市)

藤井秀樹、非営利組織会計基準の統一化に向けた課題と展望、非営利法人研究会第8回九州部会、2015年12月19日、熊本県立大学(熊本県熊本市)

佐久間毅、投資信託受益権の共同相続、金融法学会、2015年10月12日、京都大学(京都府京都市)

橋本佳幸、損害賠償額の割合的調整、日本私法学会、2015年10月11日、立命館大学(京都府京都市)

藤井秀樹、公益法人における収益認識と費用区分、非営利法人研究会、2015年9月16日、神戸大学(兵庫県神戸市)

藤井秀樹、非営利法人の組織特性と制度設計、非営利法人研究会、2014年9月11日、横浜国立大学(神奈川県横浜市)

橋本佳幸、日本民法における法人の不法行為責任、第2回京都大学・国立台湾大学共催シンポジウム、2014年9月1日、京都大学(京都府京都市)

〔図書〕(計3件)

窪田充見編、橋本佳幸ほか著、有斐閣、注釈民法(15)、2017、970(259-368)

早川勝、神作裕之、山下徹哉ほか著、中央経済社、ドイツ会社法・資本市場法研究、2016、648(193-222)

於保不二雄ほか編・佐久間毅ほか著、有斐閣、新版注釈民法(4)、2015、841(16-108)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐久間 毅(SAKUMA TAKESHI)

京都大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：80215673

(2) 研究分担者

藤井 秀樹(FUJII HIDEKI)

京都大学・大学院経済学研究科・教授

研究者番号：80173392

横山 美夏(YOKOYAMA MIKA)

京都大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：80200921

橋本 佳幸(HASHIMOTO YOSHIYUKI)

京都大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：00273425

松元 暢子(MATSUMOTO NOBUKO)

学習院大学・法学部・教授

研究者番号：60507804

西内 康人(NISHIUCHI YASUHITO)

京都大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：40437182

山下 徹哉(YAMASHITA TETSUYA)

京都大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：10511983

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

なし